

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

## 今月のトピックス

- 01 汎銓科技が光焱科技をシリコンフォトニクス特許権侵害で提訴し、2億新台幣ドルの損害賠償を請求
- 02 義隆電子が提起していた敦泰電子製品の特許権侵害訴訟、知的財産及び商事裁判所が中間判決
- 03 「WIPI 2025」と「2010～2024年産業別商標登録出願の動向分析」

## 台湾知的財産権関連の判決例

### 01 営業秘密

従業員が業務執行中に他人の営業秘密を使用して社内プレゼンを行うことについて、会社が違法行為防止のために必要な措置を講じなかったのは、「防止・回避に尽力していない」ものである。

Attorneys-at-Law

## 今月のトピックス

J260326X1

J260325X1

### 01 汎銓科技が光焱科技をシリコンフォトニクス特許権侵害で提訴し、2億 新台幣ドルの損害賠償を請求

汎銓科技股份有限公司（Msscorks Co., Ltd.、以下「汎銓科技」）は（上場企業による）重要事実の開示を行い、次のように発表した。汎銓科技は光焱科技股份有限公司（Enli Technology Co., Ltd.、以下「光焱科技」）が汎銓科技の「光損失測定装置」特許に関連する設備と技術ソリューションを使用していることを最近発見し、特許権が損害を受け続けるのを避けるため、2026年3月25日に知的財産及び商事裁判所に対して訴訟を提起し、光焱科技が汎銓科技の所有する台湾第1870008B号「光損失測定装置」特許権を侵害していると主張し、裁判所に前記被告に対して特許権侵害に係るすべての行為について排除及び防止を命じるよう請求するとともに、2億新台幣ドルの損害賠償を請求した。

汎銓科技が第1870008B号特許「光損失測定装置」を侵害されたとして提訴したことに対して、光焱科技は、同業者が司法手続き完了前にメディアを通じて情報を発表し、産業界のイノベーションを妨げる行為については遺憾であり、この類の競争手段を厳しく糾弾するとしている。

光焱科技は以下のように指摘している。双方の測定技術には世代の違いが明らかにあり、汎銓科技が主張している特許は、従来の「金属組織顕微鏡（Metallographic Microscope）」を採用したソリューションで光損失測定を行っているのに対して、光焱科技は次世代の、より先進的な「ハイパースペクトルイメージング技術センサモジュール」をコア技術としており、顧客サイドのシステム（例えばプローブステーション、電気的測定装置）に高度に統合でき、直接シリコンフォトニクス光学検査を行うことができる。その中で、光損失測定は光焱科技のシリコンフォトニクスチップ検査多機能モジュールにおける技術応用の一つにすぎない。古い時代の金属組織顕微鏡特許を持ちだして、新しい世代のハイパースペクトルイメージング技術センサモジュールを提訴するのは、技術的観点から全く受け入れられない。（2026年3月）

J260318Y1

### 02 義隆電子が提起していた敦泰電子製品の特許権侵害訴訟、知的財産及び 商事裁判所が中間判決

義隆電子股份有限公司（Elan Microelectronics Corp.、以下「義隆電子」）は2024年3月20日に、知的財産及び商事裁判所に対して、敦泰電子股份有限公司（FocalTech Systems Co., Ltd.、以下「敦泰電子」）を相手取り特許権侵害訴訟を提起し、敦泰電子の製造するタッチコントローラICが、義隆電子が所有する台湾第1662460号特許権を侵害していると主張し、損害賠償を請求していた。

知的財産及び商事裁判所は2026年3月18日付けで、義隆電子の特許は有効であり、敦泰電子は特許権を侵害していると判定した中間判決を下した。同裁判所は判決において、敦泰電子の製造する型番「FT3437」チップ及び前記

チップを搭載するタッチパッドモジュールが権利を侵害しており、義隆電子が所有する第 I662460 号「接触物体の識別されたタイプを変更する方法（英語名：Method of Changing Identified Type of Touch Object）」特許の請求項 1、6 の特許権の範囲に含まれると認定している。（2026 年 3 月）

## J260401Y2

### 03 「WIPI 2025」と「2010～2024 年産業別商標登録出願の動向分析」

WIPO は 2025 年 11 月 12 日に「2025 年世界知的財産権指標 (WIPI 2025)」報告書を発表し、2024 年に世界で行われた商標の出願総件数及び出願総区分数、登録総件数及び登録総区分数、FA 期間（一次審査通知までの平均期間）及び FT 期間（最終処分までの平均期間）、査定結果の統計、十大産業部門の分布（区分数ベース）、各国の GDP1000 億米ドル当たり出願区分数及び人口 100 万人当たり出願区分数等のデータを公開している。（知的財産局は）台湾の 2024 年統計データと WIPI 2025 とを対比/分析して、「2020～2024 年産業別商標登録出願の動向分析（原文：2010-2024 年産業申請商標案件趨勢分析）」レポートを作成した。その要点は以下の通り。

- 一、2024 年世界における商標出願件数は 1170 万件に達し、前年比で約 2.9 万件増加し、0.3%の微増に止まった。2022 年と 2023 年に 2 年連続で出願件数が前年比 15.7%減、14.5%減となった後、2024 年には再び成長に転じたが、その回復は限定的であった。近年は変動があったものの、2024 年の出願件数はパンデミック発生前の 2019 年の水準を約 2%上回っており、長期的にみれば、成長軌道がなお顕著であり、2024 年の出願件数は 2010 年の約 3 倍強に相当し、これは 15 年間にわたる二度にわたる二桁成長による貢献が大きい。「出願区分数」で統計をとると、2024 年世界における商標出願区分数は 1523 万区分に達し、前年からわずかに 0.1%減少した。これは出願件数が増加したものの、出願 1 件あたりに含まれる商品及び役務の区分数が減少していることが反映したものである。（国・地域知財庁別にみると、）2024 年の商標出願区分数の上位 5 カ国・地域は、1 位から中国、米国、ロシア連邦、インド、ブラジルの順となっており、世界全体（の商標出願区分数）の 61.5%を占めている。前年比成長率はブラジルが 10.4%、インドが 7.4%、ロシアが 2.9%それぞれ増加し、中国と米国がいずれも 1.5%減少した。上位 20 国・地域において、台湾の商標出願区分数は 11.2 万区分余りに達し、前年と同じ 19 位となった。台湾の商標登録区分数は 9.8 万区分余りに達し、世界 18 位を維持した。
- 二、2024 年における台湾の商標出願の件数及び区分数はそれぞれ 1.28%、1.92%減少し、ここ 5 年では、2021 年のみが 1.89%、2.98%増加している。3 年連続の減少となったが、2023 年の 3.4%、6.68%減に比べて、減少幅が明らかに縮小している。
- 三、台湾（TIPO）における外国出願人による商標出願について上位 4 産業部門（Industry Sector）をみると、「研究・技術（Research and technology）」、「保健（Health）」、「農業（Agriculture）」、「衣類・アクセサリー（Clothing and accessories）」の順となっている。一方、WIPO の非居住者（Non-resident）による商標出願については、「研究・技術」、「保健」、「衣類・アクセサリー」、「レジャー・教育（Leisure and education）」の順となってい

る。世界の平均水準と比較すると、台湾において外国出願人による商標出願全体に「保健」分野が占める比率は 16.9%であり、WIPO の 14.1%を上回っており、外国出願人が台湾においてこの分野のブランド潜在的成長力を重視していることがわかる。

2019 年～2021 年を振り返ると、世界経済貿易の活動はコロナ (COVID-19) のパンデミックにより大きな影響を受け、なかでも観光、航空等の役務が最も大きな打撃を受けたが、防疫物資、医療用品及びステイホーム経済関連商品に対するニーズが急速に拡大し、企業による商品や役務のイノベーションを加速し、世界の商標出願はピークに達した。2022 年にはパンデミックがピークを迎え、インフレ圧力の上昇、利上げサイクル、地政学的リスクが顕在化し、世界貿易の成長は徐々に鈍化して、商標出願数は再び減少した。世界保健機関 (WHO) が 2023 年 5 月 5 日に、COVID-19 は「国際的に懸念される緊急事態 (PHEIC)」を終了すると正式に宣言したことで、2024 年世界の商標登録件数は徐々に増加して 1170 万件近くに達し、区分ベースでも 1523 万区分超となり、企業のブランド経営と市場戦略展開に対するニーズはなお健在であることを示した。

2024 年台湾の商標出願は件数ベースで 9 万件、区分ベースで 11.2 万区分余りに達し、前年と同じ 19 位となった。台湾の商標登録区分数は 9 万区分余りに達し、世界 18 位を維持した。台湾の商標出願区分数全体に占める外国出願人の比率は 27.6%から 29.3%に上昇しており、外国人が依然として台湾の市場環境と制度に信頼を寄せていることを示している。それは、台湾が安定した民主主義と法治の基盤、十分に整備されたインフラと物流体系を備えていることを反映するもので、企業が生産戦略を展開し、国際輸送を行うのに有利である。透明性が高く開放された経済環境と成熟した知的財産保護制度、さらには政府による外国人投資促進や自由貿易及び投資協定の交渉・締結により、台湾は国際的な吸引力をさらに高めており、今後も台湾が良い方向に発展していくことが期待される。(2026 年 4 月)

## 台湾知的財産権関連の判決例

### 01 営業秘密

#### ■ 判決分類：営業秘密

- I 従業員が業務執行中に他人の営業秘密を使用して社内プレゼンを行うことについて、会社が違法行為防止のために必要な措置を講じなかったのは、「防止・回避に尽力していない」ものである。

#### ■ ハイライト

李○が業務執行で行った行為は、営業秘密法第 13-1 条第 1 項第 2 号に定義される、営業秘密を保有しているときに、許諾を得ずに当該営業秘密を複製し、使用した罪に該当する。宜特会社が職員李○による犯罪発生の防止に関する行為に尽力しなかったことについては、営業秘密法第 13-4 条前段の規定に基づ

き、営業秘密法第 13-1 条第 1 項に規定の罰金を科さなければならぬ。

(一) いわゆる「防止行為に尽力する」とは、事業者が違法防止に必要な措置を講じるべきであり、仮に事業者が一般的、抽象的な注意、警告措置を行うのみでは不十分であり、違法行為発生の効果的な防止に十分な具体的措置を講じるべきであり、それで初めて免責を主張することができる。

(二) 李〇が宜特公司に入社した後まもなく、「PSI」文字の表記がある昇陽公司の内部資料をもって宜特公司以プレゼンを行ったことがあるにもかかわらず、宜特公司はこれについて警戒せず、前職の経歴により告訴人昇陽公司の内部情報に接触したことがある李〇が機密保持誓約書及び雇用契約書条項を遵守しているかについて、実質的な審査を行わなかったため、明らかに事実確認の責任を果たしておらず、監督不行き届きに該当するはずである。宜特公司が被告人李〇に対して講じた他人の営業秘密侵害防止の措置は、形式的なものだけであり、積極的、具体的及び効果的な防止行為ではないので、自ずと営業秘密法第 13-4 条但し書きの規定に基づき免責を主張することができない。

## II 判決内容の要約

台湾新竹地方裁判所刑事判決

【裁判番号】 110 年度〔2021 年度〕智訴字第 1 号

【裁判期日】 2025 年 06 月 30 日

【裁判事由】 営業秘密法違反

検察官 台湾新竹地方検察署検察官

被告人 李〇

被告人 宜特科技股份有限公司

上記被告人による営業秘密法違反事件につき、検察官が公訴を提起したため、本裁判所は下記のとおり判決を下す。

### 主文

一、李〇は営業秘密法第 13-1 条第 1 項第 2 号に規定の営業秘密を保有していたとき、許諾を得ずに当該営業秘密を複製、使用した罪を犯したため、李〇を懲役 1 年に処し、120 万台湾ドルの罰金を併科する。もし罰金を服役に代える場合は、罰金総額と 1 年の日数の比率で換算する。

二、宜特科技股份有限公司に対しては、その被用者の業務執行に関し、営業秘密法第 13-1 条第 1 項第 2 号の罪を犯したことにより、500 万台湾ドルの罰金を科す。

三、押収物及びその中に保存の電磁記録をいずれも没収する。

### 犯罪事実

李〇は 2017 年 3 月 10 日まで「世界先進公司」でエンジニアを務め、ウェーハ製造プロセスの加工役務を提供する協力川下メーカー「昇陽公司」との連絡窓口を担当し(以下、係争プロジェクトという)、昇陽公司のウェーハ薄化製造プロセスの関連情報を管理していた。李〇は、昇陽公司から世界先進公司に提供した情報が秘密性及び経済的価値を有しており、また、当該情報について合

合理的な秘密保持措置が講じられており、昇陽会社の営業秘密に該当することを明らかに知悉していたにもかかわらず、自己の不法な利益を図り、及び昇陽会社の利益に損害を与えることを意図し、営業秘密を保有していたときに、許諾を得ずに当該営業秘密を複製、使用する接続的犯意に基づき、世界先進会社の公務用コンピュータに保存されていた情報を自己の USB メモリに複製した。李〇は退職して宜特会社の技術部經理に就任した後、無断で世界先進会社から前記 USB メモリを持ち出し、宜特会社の業務執行の際に公務用ノートパソコンに前記 USB メモリ内の情報を読み込み、これを公務用ノートパソコン内へ転送・複製して当該営業秘密を参照・使用したため、昇陽会社に損害を与えた。

## 理由

(一)いわゆる営業秘密とは、営業秘密法第 2 条に規定の「秘密性」、「経済性」及び「すべての保有者が既に合理的な秘密保持措置を講じた」の 3 つの要件を満たすものでなければならない。

1. 「秘密性」とは、「公衆の基準」ではなく、「業界の基準」であり、即ち、当該情報が一般公衆が知らないのみならず、当業者も知らないものであり、それで初めて該当する(最高裁判所 110 年度台上字第 2100 号、112 年度台上字第 229 号刑事判決趣旨参照)。また、「秘密性」は、発明特許において備えるべき「絶対的な新規性」(先行技術の一部を構成しない)及び「進歩性」(当該発明の当業者が出願前の技術に基づき容易に完成できるものではない)の要件とは異なる(最高裁判所 108 年度台上字第 36 号民事判決趣旨参照)。

2. 「経済性」とは、生産、製造、経営、販売に用いられる情報であり、即ち、経済的利益又は商業的価値を生み出す情報を指す。

3. 営業秘密の保有者が講じた機密保持措置が合理的な程度に至っていたかについては、当該営業秘密の種類、事業の実際的な経営状況及び社会の一般的コンセンサス又は通念を酌量し、個別案件の具体的な状況に基づき判断しなければならない。もし客観的に一般人が正当な方法で容易に探知できないようにしている場合は、「合理的な秘密保持措置」に当たらないとは言い難い(最高裁判所 108 年度台上字第 36 号民事判決趣旨参照)。

告訴人昇陽会社から世界先進会社に提供した生産、販売又は経営に用いることができる情報は、既に上記の 3 つの要件を満たしているため、自ずと営業秘密法にいう営業秘密に該当する。

(二)被告人李〇は許諾を得ずに告訴人昇陽会社の営業秘密を複製、使用した：

1. 被告人李〇は、世界先進会社に就職した際に既に「知的財産権及び機密保持同意書」に署名し、即ち、営業秘密の使用は、甲に勤務する期間中の職務遂行上の必要な場合に限り、且つ甲の場所で行わなければならない、他の場所へ持ち出してはならないことになっていた。李〇は通知書にも署名したが、「知的財産権及び機密保持同意書」には双方の雇用関係の終了により失効することはないと明記されていた。また、世界先進会社と昇陽会社間で締結された共同機密保持契約に基づき、世界先進会社は自ずと当該情報について守秘義務を負い、被告人李〇もそれについて守秘義務を負っていた。

2. 被告人李〇は、当該情報の「複製」行為があったことを認めた。営業秘密法にいう「使用」とは、営業秘密の経済的価値を実現できる利用行為があるだけで、いずれも「使用」を構成するものであり、製造プロセスに組み込む必要は

なく、又は剽窃行為とも限らず、閲覧、参考、研究、対比又は編集等の行為だけでも、いずれも「使用」態様に該当する。「アプリケーション」にも限らず、当該情報に対する如何なる閲覧、分析ひいては編集、整理も該当する。

(三)被告人李○には、自己の不法な利益を図り、及び昇陽会社の利益に損害を与える意図があった：

告訴人昇陽会社が当該情報を開示した際に既に資料自体又は電子メールに機密情報と表示していたにもかかわらず、被告人李○は依然として無断で複製し、更に被告人宜特会社に勤務していた期間中に無断で転送、使用したため、主観的に告訴人昇陽会社の利益に損害を与える意図は明らかである。更には、被告人李○が被告人宜特公司に入社した際にも機密保持誓約書に署名し、知悉していたことは明白であるので、主観的に自己の不法な利益のための意図があったと十分に認定できる。

(四)被告人宜特公司是防止行為に尽力していなかった：

いわゆる「防止行為への尽力」とは、一般的、抽象的、宣言的規定のみ求められるのではなく、積極的、具体的、効果的な違法防止措置が必要であり、一方、事業者が必要な防止措置を講じたとは、客観的に効果的な違法行為の発生防止に対する十分かつ具体的な措置を指すものであり、それで初めて免責を主張することができる。

1.被告人宜特会社が配布した公務用ノートパソコンは USB メモリの保存装置の規制がなく、被告人李○に対する情報セキュリティ及び他人の営業秘密侵害防止の教育訓練も実施していなかったため、被告人宜特会社が既に監督・防止の義務を尽くしたと認定するのは困難である。

2.被告人李○は被告人宜特公司に就職した際に「機密保持誓約書」及び「雇用契約書」に署名したが、これは一般的、抽象的、宣言的規定のみであり、積極的、具体的及び効果的な防止行為ではない。また、告訴人昇陽公司与被告人宜特公司是ともにウェーハ製造プロセスサービス提供の分野であり、両者は同業競争の関係である。被告人宜特公司是当然、競合他社の情報に接触し、又は取り扱ったことのある従業員による営業秘密の不正使用のリスクをできる限り回避する必要があることを知悉していたはずである。

3.被告人李○は被告人宜特公司に転職後、確かに被告人宜特公司の社内で告証 55 のプレゼン報告を行ったことがあり、当該プレゼンの内容において随所に「PSI」、「Phoenix Silicon International Corporation Confidential」文字が出現していたにもかかわらず、被告人宜特公司是これを看過し、被告人李○が前記機密保持誓約書及び雇用契約書の条項を遵守しているかについて、実質的な審査を行わなかったため、明らかに事実確認の責任を果たしておらず、監督不行き届きに該当するはずである。

4.被告人宜特公司が明らかに防止・回避の義務を尽くしていないため、既に防止行為に尽力したと認定するのは困難であり、自ずと営業秘密法第 13-4 条但し書きに基づき免責を主張することができない。

(五)被告人のその他の抗弁を採用しない理由：

1.行為者は他人の製品を分析し、又はリバースエンジニアリングを行うことで他人の営業秘密を入手することができる。しかし、行為者が合法的な方法を通じて他人の同一の営業秘密を入手することができるとしても、そのこと自体は他人の営業秘密に影響しない。いわゆる「リバースエンジニアリング」

(Reverse engineering)は、公開で入手することのできる既知製品について、第三者が相当程度のマンパワー及び物力を投じなければならず、それで初めてその中の情報を獲得することができるのであり、一方、簡単に入手することができないものについては、当該情報は秘密状態にあると認定すべきである(知的財産及び商事裁判所 109 年度刑智上重訴字第 4 号刑事判決趣旨参照)。

2.前記説明によると、第三者はリバースエンジニアリングを通じて「一部の」製造プロセスの情報を獲得することができるが、やはり告訴人昇陽会社が保有している営業秘密自体の存在には影響しない。営業秘密の「一部の」内容について、他のルートを通じて獲得することはできるが、やはり収集のために相当程度の時間及び労力が必要であり、一方、「全体的な」総合内容から見て、当業者が知悉して公開のルートから簡単に獲得できるものには該当しないと認定するに足りるものは、やはり秘密性を有する(知的財産及び商事裁判所 109 年度刑智上重訴字第 4 号刑事判決趣旨参照)。

3.技術内容の秘密性については、特許の「絶対的な新規性」とは異なり、営業秘密の秘密性は相対的な概念であり、最低限の新規性のみが求められ、即ち「当業者が通常知り得ないもの」であればそれに該当する。したがって、ある営業秘密が、一般知識・技法より技術的にわずかな先進性を有するだけである、又は通常の常識をわずかに超える程度のものに過ぎないものであり、原則的に複数の先行技術の技術内容を組み合わせることで、ある技術情報の秘密性を否定することは許されるべきではないので、特許に「進歩性」はないことの無効抗弁とは異なる。

4.被告人李○及び宜特公司是、当該情報の多くに「機密」又はこれに類する文字が表示されておらず、機密情報に該当しないため、世界先進公司是守秘義務を負わず、被告人李○もこれにより守秘義務を負わない云々と抗弁したが、告訴人昇陽公司是電子メールの下側に「Confidentiality」等の警告を表記する方法で行っていたため、被告人の事後の前記抗弁は自ずと採用することができない。

5.経済的価値には実質的及び潜在的な経済的価値が含まれるので、未だ商業的に利用されていないものであっても、潜在的な経済的価値を有する可能性がある。

6.告訴人昇陽公司是「機密公文書及び資料は、電子メールで伝送してはならない」と規定していた。係争プロジェクトに参加した告訴人昇陽公司、世界先進公司の人員が情報交換のために電子メールの方法を採用したのは、告訴人昇陽公司与世界先進公司が既に共同機密保持契約を締結し、関連人員も既に機密情報について互いに守秘義務を負うと認識している前提で、合意した資料伝送方法であるので、これは業界の通念に合致するもののはずである。被告人が前記の一般的情報セキュリティ規則のみに基づき、告訴人昇陽公司在合理的な秘密保持措置に尽力していないと指弾したことは、自ずと採用することができない。

7.被告人宜特公司是更に、同会社の機械設備、ブランド及び品番は告訴人昇陽公司在使用しているものと完全に異なっているので、告訴人昇陽公司的情報を使用する必要はない等と抗弁した。しかし、いわゆる「使用」とは、必ずしも製造プロセスに組み込む必要はなく、上述のとおり、これは既に「使用」を構成し、この両社の機械設備が同一か否かとは実に何ら関わりがない。

8.また、被告人李○は、「知的財産及び商事裁判所 113 年度刑営抗字第 6 号刑事決定」主旨をもって、半導体業界の急速な入れ替わりにより、本案件に関わ

る 2016 年から 2018 年にわたる期間から既に 2 年も経過したため、半導体チップ製品及び仕様ももはや従来のもものと異なっており、経済的価値は一切ない云々と主張したが、営業秘密法第 13-1 条違反の犯行は「即成犯」であるため、侵害された客体が要件を満たすかについての判断は、「行為時」に準ずるべきであり、そもそも事後の技術的進歩又は製品の入れ替わりに基づきその経済的価値を否定してはならない。

### 罪責・刑罰

被告人李○の犯罪後の犯罪行為否認、及び告訴人昇陽公司間で和解・賠償に至らなかった犯罪後の態度等のすべての情状を酌量し、主文第一項のとおり刑を量定する。なお、被告人宜特公司の被用者、即ち、被告人李○が業務執行中に営業秘密法第 13-1 条第 1 項第 2 号の罪を犯したため、宜特公司の事業規模、資本金及び収益状況、被告人李○の前記営業秘密法違反の犯行により獲得できた経済的な利益及び監督義務違反の情状と程度等のすべての情状を酌量し、主文第二項のとおり罰金を科す。

2025 年 6 月 30 日

刑事第一法廷 裁判長裁判官 廖素琪

裁判官 楊惠芬

裁判官 江永楨

書記官 陳家洋

台灣國際專利法律事務所  
TIPLA Attorneys-at-Law/  
Taiwan International Patent & Law Office

台湾 10409 台北市南京東路二段 125 号  
偉成大樓 7 階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿 2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二 506 号

